

東京東信用金庫と東京海上日動火災保険株式会社との
地方創生・SDGsに関する包括連携協定書

東京東信用金庫

東京海上日動火災保険株式会社

「東京東信用金庫(以下「甲」という。)&東京海上日動火災保険株式会社(以下「乙」という。)&は、相互が連携して、地方創生・SDGsの達成に向けた取組を推進するため、以下のとおり、地方創生・SDGsに関する包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1条 (目的)

本協定は、甲と乙が緊密に連携・協力して、地方創生・SDGsの達成に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる発展を図ることを目的とする。

第2条 (連携事項)

1. 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。
 - (1) 地方創生・SDGsの情報発信・普及啓発に関すること
 - (2) 海外展開支援に関すること
 - (3) インバウンド支援に関すること
 - (4) 健康経営支援に関すること
 - (5) BCP(事業継続計画)策定支援に関すること
 - (6) 企業の持続可能な経営支援に関すること
 - (7) 地域脱炭素の実現に向けた支援に関すること
 - (8) DX(デジタル・トランスフォーメーション)支援に関すること
 - (9) 防災・災害対策支援に関すること
 - (10) 働き方改革に関すること
 - (11) 人材育成、教育支援に関すること
 - (12) その他、地域経済の活性化に関すること
2. 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法および費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとし、甲乙合意の上、決定する。
3. 甲および乙は、第1項各号に定める取組の一部を、双方協議の上、双方の関係会社を実施させることができる。

第3条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲および乙は、第1条に定める目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれないものとする。
 - (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
 - (4) 法令により開示を求められた情報
2. 甲および乙は、本協定が第5条に定める期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

第4条 (反社会的勢力の排除)

甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催促を要せず本協定を解除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じて解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等(以下「役職員等」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である、または反社会的勢力であった場合
- (2) 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合、または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法を用いて不当な要求行為等を行った場合

第5条 (有効期間)

本協定の有効期間は締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

第6条 (協定の変更および解除)

本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更または解除できるものとする。

第7条 (その他)

本協定に定めのない事項および本協定の解釈または履行につき疑義等が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7年 1月 20日

甲 東京都墨田区東向島2丁目36-10

東京東信用金庫

理事長

中田清史

乙 東京都墨田区太平4丁目1-3

東京海上日動火災保険株式会社

東東京支店長

細川知巳